

---

## QA43 放射性物質で汚染されている水産物が市場に流通しているのではないですか

---

養殖や漁などにより採取された魚介類については、放射能検査が実施されています。放射性物質の濃度が食品中の基準値を超えた場合には、市場に流通しないように、出荷制限が行われています。

福島沖で採取された魚介類では、食品中の基準値を超えるものがありますが、これは調査のために採取されたもので、市場に流通はしていません。

水産物中の放射能測定の結果は下記に随時報告されていますので、ご参照ください。

### 関連リンク

食品の放射能データ検索

<http://oku.edu.mie-u.ac.jp/food/>

水産庁「魚介類についてのご質問と回答」

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q\\_A/index.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/index.html)

厚生労働省 食品に関する出荷制限および摂取制限

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関する Q&A」より作成

出典の公開日：2013年10月31日

本資料への収録日：2012年12月25日（2012年4月13日公開による）

改訂日：2015年3月31日